

(1) 報告 ①令和5年度室蘭市国民健康保険特別会計決算見込

(単位：千円)

歳入	当初予算額 A	補正・流用額 B	予算現額 C=A+B	決算見込額 D	予算比 E=D-C
1 国民健康保険料	1,074,409	0	1,074,409	1,011,402	▲ 63,007
2 使用料及び手数料	50	0	50	50	0
3 国庫支出金	110	0	110	220	110
4 道支出金	6,112,591	0	6,112,591	6,011,696	▲ 100,895
5 財産収入	10	0	10	4	▲ 6
6 繰入金	919,598	0	919,598	954,443	34,845
7 繰越金	50,000	5,144	55,144	55,144	0
8 諸収入	5,254	0	5,254	18,047	12,793
計	8,162,022	5,144	8,167,166	8,051,006	▲ 116,160

<C 予算現額 → D 決算見込額 主な増減理由>

- 1 国民健康保険料
 - 被保険者数の増等による現年度保険料収入の増 (+4,245千円)
 - R5年度 保険料率据え置きによる保険料収入の減 (▲66,000千円)

- 4 道支出金
 - 保険給付費の減に伴う普通交付金の減 (▲108,050千円)
 - 結核・精神医療費多額等に係る特別交付金の増 (+7,155千円)

- 6 繰入金
 - 保険基盤安定負担金 軽減被保険者数減等による繰入金の減 等 (▲33,030千円)
 - 基金繰入金 R5年度決算見込 歳入不足による基金処分額の増 (+72,000千円)

(単位：千円)

歳出	当初予算額 a	補正・流用額 b	予算現額 c=a+b	決算見込額 d	予算比 e=c-d
1 総務費	192,813	0	192,813	188,009	4,804
2 保険給付費	5,953,610	0	5,953,610	5,849,404	104,206
3 国民健康保険事業費納付金	1,847,319	0	1,847,319	1,847,319	0
4 共同事業拠出金	10	0	10	10	0
5 財政安定化基金拠出金	0	0	0	0	0
6 保健事業費	110,250	0	110,250	90,926	19,324
7 基金積立金	10	55,121	55,131	55,125	6
9 諸支出金	53,010	▲ 49,800	3,210	3,199	11
10 予備費	5,000	▲ 177	4,823	0	4,823
計	8,162,022	5,144	8,167,166	8,033,992	133,174

<c 予算現額 → d 決算見込額 主な増減理由>

- 2 保険給付費
 - 給付実績減による一般被保険者療養給付費の減 (▲101,272千円)
 - 給付実績減による一般被保険者療養費の減 (▲2,803千円)
 - 給付実績増による一般被保険者高額療養費の増 (+6,058千円)
 - 給付実績減による出産育児一時金の減 (▲5,044千円)

- 6 保健事業費
 - 受診者減に伴う特定健診委託料の減 (▲6,290千円)
 - 受診者減に伴う短期人間ドック等の減 (▲9,180千円)

- 7 基金積立金
 - R5年度繰越金から、返還分を除き、国保事業運営基金へ積み立てる。
(+55,121千円) ※R6第1回市議会で補正予定

収支総括

✓R5年度の形式収支額(歳入決算見込額－歳出決算見込額)は、約1,700万円(翌年度繰越)となる見込み。

✓R5年度末の基金積立額は、約3億5,200万円となる見込み。(当年度増減は以下のとおり)

→前年度末の基金積立額…約4億7,200万円

－今年度繰入額…約1億7,500万円(前期高齢者等交付金返還分、保険料収納不足分等)

＋今年度積立額…約5,500万円(国特別調整交付金に係る返還分、保険料収納不足等財源)

→R5年度末基金積立額のうち、上記返還財源約1,200万円を除く基金残高は、約3億4,000万円。

✓形式収支額と基金積立額を合わせたR5年度の累積収支額は、約3億6,900万円となる見込み。

保険料収納率の推移	R1決算	R2決算	R3決算	R4決算	R5見込
現年度分	95.98%	96.44%	96.99%	96.36%	96.39%
滞納繰越分	21.37%	24.72%	23.89%	25.29%	23.31%

医療費の状況 (療養の給付等)	件数 (件)	費用額 (千円)	保険者負担額		
			1人当給付費 (円)	1件当給付費 (円)	
R4決算	251,696	6,854,319	5,110,248	378,425	20,303
R5見込	243,120	6,675,223	4,971,795	372,670	20,450
前年度決算比	▲ 8,576	▲ 179,096	▲ 138,453	▲ 5,755	147
前年度比増減率	▲ 3.41%	▲ 2.61%	▲ 2.71%	▲ 1.52%	0.72%

※前年度分は、国民健康保険事業状況報告書(事業年報)に基づく数値。

※今年度見込は、1月末時点における年間見込値。

※1人当給付費は、各年度平均被保険者数で割り返した額。(R4平均：13,504人 R5平均見込：13,341人)

(1) 報告 ②令和6年度室蘭市国民健康保険特別会計予算案

(単位：千円)

歳入	R6 予算額 A	R5 予算額 B	前年度比 C=A-B
1 国民健康保険料	1,082,213	1,074,409	7,804
2 使用料及び手数料	50	50	0
3 国庫支出金	0	110	▲ 110
4 道支出金	6,007,184	6,112,591	▲ 105,407
5 財産収入	10	10	0
6 繰入金	816,606	919,598	▲ 102,992
7 繰越金	50,000	50,000	0
8 諸収入	5,306	5,254	52
計	7,961,369	8,162,022	▲ 200,653

増減もこれから↓

<A R6 予算額 → B R5 予算額 主な増減理由>

- | | |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 国民健康保険料 | ○歳出)国民健康保険事業費納付金（医療給付費分）に充てられる歳入の減による医療給付費分 現年度分の増（+19,441千円）
○歳出)国民健康保険事業費納付金（後期高齢者支援金等分及び介護納付金分）の減による後期高齢者支援金等分及び介護納付金分 現年度分の減（▲5,929千円）
○医療給付費分 調定額減による滞納繰越分の減（▲1,897千円） |
| 4 道支出金 | ○歳出)保険給付費減による普通交付金の減（▲96,406千円）
○各項目での算定減による特別交付金の減（▲8,996千円） |
| 6 繰入金 | ○保険基盤安定負担金 軽減被保険者数減等による繰入金の減（▲16,585千円）
○前期高齢者交付金等の精算終了による基金繰入金の減（▲81,835千円） |

(単位：千円)

歳出	R6 予算額 a	R5 予算額 b	前年度比 c=a-b
1 総務費	204,949	192,813	12,136
2 保険給付費	5,857,204	5,953,610	▲ 96,406
3 国民健康保険事業費納付金	1,736,370	1,847,319	▲ 110,949
4 共同事業拠出金	0	10	▲ 10
5 保健事業費	104,836	110,250	▲ 5,414
6 基金積立金	10	10	0
7 諸支出金	53,000	53,010	▲ 10
9 予備費	5,000	5,000	0
計	7,961,369	8,162,022	▲ 200,653

<a R6 予算額 → b R5 予算額 主な増減理由>

- | | |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2 保険給付費 | ○過去実績等の増減率による推計に基づく療養給付費の減（▲101,523千円）
○過去実績等の増減率による推計に基づく療養費の減（▲2,603千円）
○過去実績等の増減率による推計に基づく高額療養費の増（+6,039千円） |
| 3 国民健康保険事業納付金 | ○道へ納付する医療給付費分 の減（▲89,330千円）
○道へ納付する後期高齢者支援金等分 等の減（▲21,619千円） |

(1) 報告 ③

北海道国民健康保険運営方針の改定及び室蘭市国保料への影響について

道と市町村に関する事務を共通認識の下で実施するため、国保運営に関する統一の方針として、道が「北海道国民健康保険運営方針」を策定しているが、令和6年度に内容が改定される。

1 北海道国民健康保険運営方針の改定について ～ 主な内容（保険料水準の統一）

- (1) 全道どこに住んでいても同じ所得、世帯構成であれば同じ保険料負担となる、統一保険料率による保険料水準の統一を令和12年度を目途に目指す。（市町村は、道の示す保険料率の賦課割合(保険料の構成比率)に近づけていくことが必要となる)
- (2) 賦課方式は、「所得割」「均等割」「平等割」の3つを要素とする3方式への統一を、令和9年度から目指す。
- (3) 令和6年度の納付金算定から、医療費水準を反映させない。（納付金ベースの統一）
- (4) 市町村個別の歳入・歳出の全道での共通化を、令和9年度を目途に原則全項目実施する。

2 室蘭市の賦課割合及び賦課方式への影響について（見通し）

- (1) 道の示す保険料の賦課割合(各市町村で異なる)に合わせるためには、「所得割」の賦課割合を減らし、「均等割」と「平等割」の賦課割合を増やしていく必要がある。
- (2) ②後期高齢者支援金・③介護保険料の賦課方式について、現在の2方式から「平等割」を加えた3方式にする必要がある。

区分	賦課方式 保険者	賦課割合									賦課割合 (合計)
		所得割 (所得額に応じて負担)			均等割 (被保険者数に応じて負担)			平等割 (世帯ごとに負担)			
		現在 (A)	R12 (B) ※R6算定	影響 (B) - (A)	現在 (C)	R12 (D) ※R6算定	影響 (D) - (C)	現在 (E)	R12 (F) ※R6算定	影響 (F) - (E)	
①医療保険料 (国保加入者の医療費)	北海道		48%			31%			21%		100%
	室蘭市	45%	39%	-6P	30%	36%	6P	25%	25%	-	100%
	A市	50%	39%	-11P	31%	36%	5P	19%	25%	6P	100%
	B町	60%	68%	8P	26%	22%	-4P	14%	10%	-4P	100%
②後期高齢者支援金 (後期高齢者医療制度加入者の医療費)	北海道		48%			31%			21%		100%
	室蘭市	45%	39%	-6P	55%	36%	-19P	0%	25%	25P	100%
	A市	52%	39%	-13P	27%	36%	9P	21%	25%	4P	100%
	B町	59%	68%	9P	24%	22%	-2P	17%	10%	-7P	100%
③介護保険料 (介護給付費)	北海道		50%			30%			20%		100%
	室蘭市	45%	35%	-10P	55%	38%	-17P	0%	27%	27P	100%
	A市	47%	37%	-10P	32%	38%	6P	21%	25%	4P	100%
	B町	60%	76%	16P	27%	16%	-11P	13%	8%	-5P	100%

※ 介護保険第2号被保険者が対象(40歳～64歳の方が負担)

3 室蘭市の国保料への影響について（見直し）

モデルケース	(年額)				
	R5 (現在) ①	R12 (R5ベース) ②※1	② - ①	R12 (現時点見直し) ③※2	③ - ①
ア 夫婦2人(40代)子ども2人 所得500万円(妻0円)	816,160円	741,300円	-74,860円	832,260円	16,100円
イ 夫婦2人(40代)子ども2人 所得250万円(妻0円)	468,660円	436,300円	-32,360円	493,760円	25,100円
ウ 夫婦2人(40代)子ども2人 所得150万円(妻0円)… 2割軽減	293,460円	277,550円	-15,910円	315,660円	22,200円
エ 夫婦2人(70歳) 所得50万円(妻0円)… 5割軽減	54,090円	55,800円	1,710円	64,930円	10,840円
オ 単身(70歳) 所得0万円 … 7割軽減	17,790円	19,550円	1,760円	22,760円	4,970円
◎ 1人当 保険料	96,864円	96,864円	0円	113,719円	16,855円
◎ 1世帯当 保険料	138,895円	138,895円	0円	160,494円	21,599円

※1 ①から賦課割合、賦課方式のみ見直した場合の試算

※2 ①から賦課割合、賦課方式、市町村個別の歳入・歳出の全道での共通化など、現在想定されるものを加味した場合の試算

(1) 賦課割合及び賦課方式の見直しによる影響について(② - ①)

本市の賦課割合は、「所得割」の賦課割合を減らし、「均等割」と「平等割」の賦課割合を増やしていく必要があり、現在と比較すると、ア、イ、ウでは負担減、エ、オでは負担増と算定される。

(R5をベースに算定しており、1人当・1世帯当保険料に増減はないが、賦課割合を改定するとケースごとでは増減が生じることとなる。)

(2) 保険料水準の統一による影響について(③ - ①)

R5年度と比較し、保険料総額が増加の見直し。

※ あくまでも現時点での、保険料水準の統一の見直し

(新型コロナウイルス感染症の5類移行などによる医療費の見直しや、市町村国保の歳入・歳出の全道での共通化の影響が不透明)

4 今後の進め方について

今後、賦課割合や賦課方式の見直しによる保険料への影響について、ケースごとのシミュレーションを行いながら、場合によっては急激な保険料の上昇とならないよう、基金の活用による激変緩和措置も含め、保険料水準の統一に向けて、見直しを進めていく。

(2) 諮 問

① 保険料の賦課限度額の改定

保険料の賦課限度額は、政令で定める基準に従い条例で定めることとされているが、中間所得層の負担軽減のため、賦課限度額の基準を引き上げる政令改正が行われたことから、当該改正に準拠し賦課限度額を引き上げる。

	現行	改正後
保険料 (後期高齢者支援金等賦課分)	22万円	24万円 (+2万円)

② 低所得者に対する保険料軽減措置の所得判定基準の改正

国保の保険料は、所得に応じて応益分（均等割・平等割）を7・5・2割軽減しているが、そのうち、5・2割軽減について、経済動向等を踏まえ軽減判定所得を引き上げる政令改正が行われたことから、当該改正に準拠し軽減判定所得を引き上げる。

	現行	改正後
5割軽減	43万円 [※] +29.0万円×被保険者数 (給与収入・3人世帯の場合 197.2万円未満)	43万円 [※] +29.5万円×被保険者数 (給与収入・3人世帯の場合 199.6万円未満)
2割軽減	43万円 [※] +53.5万円×被保険者数 (給与収入・3人世帯の場合 302.4万円未満)	43万円 [※] +54.5万円×被保険者数 (給与収入・3人世帯の場合 306.8万円未満)

※ 被保険者のうち、給与所得者等の人数が2人以上の場合は、43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)

※上記2件は、いずれも令和6年4月1日施行予定

■国保料の「賦課限度額」及び「低所得者に対する軽減判定所得」の見直し

I 賦課限度額の改定

中間所得層の被保険者の負担を軽減するため、保険料賦課限度額の引き上げを行う。

賦課限度額	基礎賦課限度額（医療分）	65万円	⇒	変更なし
	後期高齢者支援金等賦課限度額（支援金分）	22万円	⇒	<u>24万円（+2万円）</u>
	介護納付金賦課限度額（介護分）	17万円	⇒	変更なし
	合計	104万円	⇒	<u>106万円（+2万円）</u>

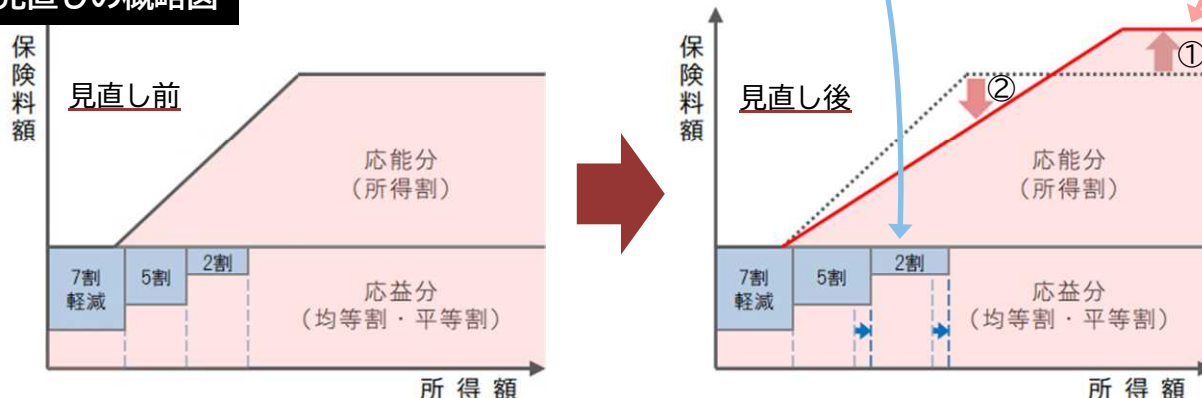
II 低所得者に対する軽減判定所得の改正

経済動向等を踏まえ、応益分保険料の5割及び2割軽減について判定所得の引き上げを行う。

軽減判定所得	7割	43万円	⇒	変更なし
	5割	43万円 + 29万円 × 被保険者数	⇒	43万円 + <u>29.5万円</u> × 被保険者数
	2割	43万円 + 53.5万円 × 被保険者数	⇒	43万円 + <u>54.5万円</u> × 被保険者数

軽減適用の上限 (例)3人世帯 給与収入の場合	7割	98万円	⇒	変更なし
	5割	197.2万円未満	⇒	<u>199.6万円未満</u>
	2割	302.4万円未満	⇒	<u>306.8万円未満</u>

◆見直しの概略図



【参考】本市被保険者への影響（R5 本算定時における被保険者の状況[所得・世帯構成等] 及び 保険料率で試算）

■ I 賦課限度額見直しに伴う保険料の増減等

		支援金分
①	保険料増となる世帯数（従前の限度額超過世帯数）	57 世帯
	⇒ 改定に伴う保険料増加見込額	18,700 円/世帯
②	保険料減となる世帯数	4,609 世帯
	⇒ 改定に伴う保険料軽減見込額	231 円/世帯
※	改定後の限度額超過世帯数	49 世帯

■ II-1 軽減区分変更となる世帯の保険料

	軽減区分 (改正前⇒後)	給与収入	所得	年間保険料（円）		
				改正前	改正後	影響額
1人世帯 (介護該当)	2割 ⇒ 5割	127.5万円	72.5万円	97,440	76,280	▲21,160
	なし ⇒ 2割	152.5万円	97.5万円	146,320	132,190	▲14,130
3人世帯 (うち2人介護該当)	2割 ⇒ 5割	199.5万円	131.4万円	241,130	196,800	▲44,330
	なし ⇒ 2割	306.7万円	206.4万円	375,000	345,380	▲29,620

■ II-2 軽減対象世帯数

・5割軽減 … 2,110 世帯 ⇒ 2,147 世帯 (+37) ・2割軽減 … 1,273 世帯 ⇒ 1,272 世帯 (-1)

◎室蘭市国民健康保険料 賦課限度額の推移

(単位：円)

年度	1. 医療分		2. 後期高齢者支援分		3. 介護分		合計(1+2+3)	
	限度額	前年度比	限度額	前年度比	限度額	前年度比	限度額	前年度比
H26	510,000	0	160,000	20,000	140,000	20,000	810,000	40,000
H27	520,000	10,000	170,000	10,000	160,000	20,000	850,000	40,000
H28	540,000	20,000	190,000	20,000	160,000	0	890,000	40,000
H29	540,000	0	190,000	0	160,000	0	890,000	0
H30	580,000	40,000	190,000	0	160,000	0	930,000	40,000
R1	610,000	30,000	190,000	0	160,000	0	960,000	30,000
R2	630,000	20,000	190,000	0	170,000	10,000	990,000	30,000
R3	630,000	0	190,000	0	170,000	0	990,000	0
R4	650,000	20,000	200,000	10,000	170,000	0	1,020,000	30,000
R5	650,000	0	220,000	20,000	170,000	0	1,040,000	20,000
R6	650,000	0	240,000	20,000	170,000	0	1,060,000	20,000